



第 62 号 (昭和40年1月)

目 次

学 内 規 則

富山大学学位規則の制定..... 1

- 〃 教育学部規程の一部改正..... 2
- 〃 薬学部規程の全部改正..... 3
- 〃 経営短期大学部学則の一部改正..... 5
- 〃 学長選考基準について..... 6

諸 会 議..... 6

人 事 異 動..... 6

学 内 諸 報

- 新年祝賀会..... 6
- 事務職員研修講座..... 6
- 学内職員卓球大会..... 6
- 39年度科学研究交付金状況..... 7
- 学生会館の新設..... 7
- 学生統合寮の新設..... 7
- 文教工事の進捗状況..... 7

主 要 日 誌..... 8

学 内 規 則

富山大学学位規則の制定

富山大学学位規則を次のように制定する。

昭和40年1月22日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学位規則

(目 的)

**第1条** この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第11条の規定に基づき、富山大学(以下「本学」という。)において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

**第2条** 本学において授与する学位は、薬学修士とする。

(学位授与の要件)

**第3条** 学位の授与は、本学大学院薬学研究科規程の定め

るところにより、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に行なう。

(学位論文)

**第4条** 学位論文は、研究科長を経て学長に提出するものとする。

**第5条** 学位論文は、一編限りとする。ただし、参考として他の論文を添えることができる。

2. 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の訳本、模型又は標本等の提出を求めることができる。

(学位論文の受理及び審査の付託)

**第6条** 第4条の規定により提出された学位論文の受理については、研究科委員会の議を経て学長がこれを決する。

2. 前項により学位論文を受理したときは、学長は、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員)

**第7条** 前条第2項の規定により学位論文が審査に付されたときは、研究科委員会は、論文内容に関連する科目の教授のうちから3名の審査委員を選出し、当該論文の審査を委嘱する。ただし、必要があるときは、研究科の他の教官を審査委員に選ぶことができる。

(論文の審査及び試験)

**第8条** 第6条第1項の規定により受理した学位論文については、審査及び試験を行なう。

2. 試験は、当該論文を中心として、これに関連ある事項について口頭又は筆記により行なう。

(審査委員の報告)

**第9条** 前条の規定により学位論文の審査及び試験を行なったときは、その成績を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

**第10条** 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位論文の審査及び試験の可否について決議する。

2. 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

**第11条** 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果をすみやかに、文書で、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

**第12条** 学長は、前条の報告に基づき、大学院委員会の議を経て学位の授与について決定する。

2. 学長は、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

(学位名称の使用)

**第13条** 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは「薬学修士(富山大学)」と本学名を付記するもの

とする。

(学位授与の取消)

第14条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させることができる。

2. 研究科委員会において、前項の議決をするには、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。

(学位記の再交付)

第15条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願い出なければならない。

(細則)

第16条 この規則で定めるもののほか、必要な細則は、研究科長が学長の承認を経て定めることができる。

附 則

この規則は、昭和40年1月22日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

葉修第 号	富山大学長 氏名	年 月 日	学位を授与する	富山大学 大学印	本籍(都道府県名)	氏名	年 月 日生	学位記

別表

富山大学教育学部規程の一部を改正する規程

富山大学教育学部規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和40年1月22日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学教育学部規程の一部を改正する規程

富山大学教育学部規程(昭和27年4月18日制定)の一部を次のように改正する。

1. この規定中「初等教育科」を「小学校教員養成課程」に「中等教育科」を「中学校教員養成課程」に改める。

2. 別表Ⅲ教科目図画工作・美術の表中

デザイン	デザイン(平面)	2	1	1	1	
	色彩学	2	1	1	1	
	木工Ⅰ	4	2	1	1	2

工製 およ び 論	木工Ⅱ	4			2	2
	金工	2				2
	窯芸	4			2	2
	デザイン(構成を含む)	4	1	2	1	1
	図法および製図	2		1	1	1

デザイン	デザインⅠ	4	1	1	1	
	デザインⅡ	4	1	2	1	1
	色彩学	2	1	1	1	
工製 およ び 論	木工Ⅰ	4		2	1	1
	木工Ⅱ	4				2
	金工	2				2
	窯芸	4			2	2
	図法および製図	2		1	1	1

彫塑	彫塑Ⅰ	4	} 2	2	2	
	彫塑Ⅱ	4		1		3

彫塑	彫塑Ⅰ	8	} 2	2	2	
	彫塑Ⅱ	10		1		3

計	80	16	16	24	12	
					6	
						42

計	92	16	16	24	12	
					6	
						42

改める。

附 則

この規程(改正)は、昭和40年1月22日から実施し、次の各号のとおり適用する。

- (1) 第1項の規定は、昭和39年4月1日から適用する。
- (2) 第2項の規定は、昭和39年10月1日から適用する。

ただし、昭和35年度以前の入学生は、改正前の規定による。

【改正理由】

- (1) 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の制定によつて課程の名称が変更されたため。
- (2) 図画工作、美術科小倉助教授(担当学科目「構成」)任用に伴ない「デザイン」、「彫塑」関係の内容を拡大充実するため。

## 富山大学薬学部規程の全部改正

富山大学薬学部規程を次のように制定する。

昭和40年1月22日

富山大学長 横田嘉右衛門

## 富山大学薬学部規程

富山大学薬学部規程（昭和25年9月20日制定）の全部を改正する。

## 第1章 学科、専攻及び授業科目

第1条 富山大学薬学部（以下「本学部」という。）に薬学科を置く。

2. 薬学科には、専攻種別により薬学コース及び製薬コースを置く。

第2条 授業科目は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目とする。

第3条 在学期間は4カ年以上とし、1年を2学期に分け各学期の期間は15週以上とする。

2. 一般教育科目の履修期間は前期3学期、専門教育科目の履修期間は後期5学期とする。

3. 外国語科目及び保健体育科目は、前期3学期において履修することを原則とする。

第4条 各授業科目は、必修科目及び選択科目に分ける。

2. 本学部学生の履修すべき授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

第5条 教授上必要あるときは、所定の授業科目以外の講義又は実習を課することができる。

## 第2章 履修方法

第6条 一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目の履修方法は、別に定めるところによる。

第7条 授業科目の単位数は、原則として次の基準による。

(1) 講義は毎週1時間15週をもって1単位とする。

(2) 演習は、毎週2時間15週をもって1単位とする。

(3) 実験又は実習は、毎週3時間15週をもって1単位とする。

第8条 専門教育科目のうち特別研究は、いずれかの講座に所属して行なわなければならない。

第9条 学生は在学期間を通じ、一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目については63単位以上、専門教育科目については薬学コース又は製薬コースのいずれかにおいて84単位以上、合計147単位以上を履修取得しなければならない。

## 第3章 試験及び課程の修了認定

第10条 所定の単位を履修した者には、試験を行なう。

2. 試験を分けて科目試験及び論文審査とする。

3. 試験の時期及び細目については、別に定めるところによる。

第11条 科目試験及び論文審査の成績は、合格と不合格に

分け、合格をさらに優、良及び可の3種の評語に区分する。

第12条 所定の単位を履修取得した者には、卒業証書を授与し、薬学士と称することを認める。

第13条 課程の修了は、教授会の議を経て学部長が認定する。

## 第4章 転部、転入学及編入学

第14条 本学部の学生の定員及び施設等（以下「学生の定員等」という。）に余裕があるときは、選考の上、他の学部からの転部を許可することができる。

2. 転部の時期は、一般教育課程が終了したときとする。

第15条 転部を許可された者は、本学部の専門教育課程について2年6カ月以上履修しなければならない。

第16条 転部希望者の選考は、学部教授会において行なう

第17条 本学部の学生の定員等に余裕があるときは、選考の上、他の大学からの転入学並びに編入学を許可することができる。

2. 転入学及び編入学希望者に関しては、原則として本章第14条第2項、第15条及び第16条の規定を準用する。

第18条 専門教育課程に在学中の者は、在学のまま、他の大学の入学試験を受けることはできない。

## 第5章 聴講生及び研究生

第19条 聴講生として入学を希望する者には、学生の定員等に余裕があるときは、選考の上、許可することができる。

2. 聴講生として入学を希望する者は、聴講希望科目及び単位数並びに聴講期間を記した所定の聴講願に、次の書類及び所定の検定料を添え、学期の授業開始前に学部長に提出して、その許可を得なければならない。

(1) 履歴書

(2) 健康診断書

(3) 写真

(4) 在職中の者は、管理者又は所属長の許可書

第20条 聴講生の選考は、学部教授会において行なう。

第21条 聴講生として入学を許可された者は、所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。

第22条 教官の指導を受けて授業科目に関連する学術の研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

2. 研究生に関しては、本章各条の規定を準用する。

第23条 聴講生及び研究生は、履修した科目について願出により一般学生と同じく、当該試験を受けることができる。

2. 前項の規定によって試験に合格した者には、本人の希望により単位取得証明書を交付することができる。

## 附 則

1. この規程は、昭和40年1月22日から施行し、昭和39年10月1日から適用する。ただし、昭和39年度4年次学生については附表(イ)、昭和39年度3年次学生については附表(ロ)の定めるところによる。

2. 前項のただし書は、昭和41年3月31日限り廃止する。

別 表

授 業 科 目 及 び 単 位 数

一般教育科目, 外国語科目及び保健体育科目

科 目	系 列	単 位 数	備 考
一 般 教 育 科 目	人 文 科 学 系 列	12以上	3 科目以上
	社 会 科 学 系 列	12以上	3 科目以上
	自然科学系列 (必修科目) 数 学・物 理 学 化 学・生 物 学	19以上	数学 4 単位以上。物理学, 化学及び生物学各 5 単位以上 (各実験 1 単位を含む。)
外 国 語 科 目	(必修科目) 英 日 語	16以上	各 8 単位以上
保 健 体 育 科 目	講 義・実 技	4以上	各 2 単位以上
計		63以上	

専門教育科目

必 修 科 目					選 択 科 目			
主 要 専 門 科 目		薬学コース	製薬コース		選 択 科 目	薬学コース	製薬コース	
薬 化 学	無 機 化 学	8	1	8	機 器 化 学	1	1	
	有 機 化 学		5		5	推 計	1.5	1.5
薬 品 分 析 化 学	薬 化 学 実 習		2		有 機 化 学 外 論	1	1	
	分 析 化 学	7.5	3	7.5	工 場 衛 生	0.5	0.5	
	物 理 分 析 化 学		2		2	品 質 管 理	1	1
薬 品 分 析 化 学 実 習	2.5		2.5		薬 学 文 献 学	1	1	
生 薬 学	薬 用 植 物 学	6.5	1		薬 学 史	1	1	
	生 薬 学		1.5		特 許 法	0.5	0.5	
	生 薬 化 学		2.5		化 学 療 法 剤	0.5	0.5	
	生 薬 学 実 習		1.5		細 胞 化 学	1	1	
薬 品 物 理 化 学	物 理 化 学 I	3	3	6	病 態 生 化 学	※ 1	1	
	物 理 化 学 II				1.5	抗 生 物 質 学	※ 1	
	薬 品 物 理 化 学 実 習				1.5	薬 品 合 成 化 学 II	※ 3	
薬 品 合 成 化 学	薬 品 合 成 化 学 I			7.5	食 品 衛 生	※ 0.5		
	薬 品 合 成 化 学 II				3	薬 局 管 理 論	1	
	薬 品 合 成 化 学 実 習				2	臨 床 医 学 総 論	1	
衛 生 化 学	衛 生 化 学	7	2.5		応 用 数 学	2		
	公 衆 衛 生		2		応 用 物 理 学	2		
	裁 判 化 学		1		薬 剤 製 造 学	1.5		
	衛 生 化 学 実 習		1.5		薬 業 経 済	1		
薬 剤 学	薬 剤 学 I	5.5	3		生 薬 学 概 論		※ 1	
	薬 剤 学 II		1		生 薬 化 学		※ 2.5	
薬 剤 製 造 学	薬 剤 学 実 習		1.5		衛 生 化 学 概 論		※ 3	
	薬 剤 製 造 学 I			6	薬 剤 学 I		※ 3	
	薬 剤 製 造 学 II				1.5	薬 剤 学 実 習		※ 1
薬 剤 製 造 学 実 習			1.5		薬 品 試 験 法		※ 1	
薬 品 生 物 化 学	薬 品 生 物 化 学 I	6.5	4	4	薬 品 作 用 学 II		2	
	薬 品 生 物 化 学 II		1		電 気 機 器		1	
薬 品 作 用 学	薬 品 生 物 化 学 実 習		1.5		化 学 工 業 経 済		1	
	薬 品 作 用 学 I	6.5	3	3	薬 事 衛 生 法 規		※ 1	
薬 品 作 用 学 II	2							
生 物 薬 品 製 造 学	薬 品 作 用 学 実 習		1.5					
	生 物 薬 品 製 造 学			5	区 分	薬 学 コース	製 薬 コース	
生 物 薬 品 製 造 学 実 習			1		必 修 科 目	講 義	47.5	47.5
薬 品 製 造 工 学	薬 品 製 造 工 学			3	単 位	実 習	20.0	17.5
	薬 品 製 造 工 学 実 習							
関 連 科 目	特 別 研 究		6		選 択 科 目 単 位	16.5	19.0	
	解 剖 生 理 学		1.5		(※ 5.5)	(※ 12.5)		
	病 源 微 生 物 学		2.5 (0.5)		合 計	84.0	84.0	
	放 射 化 学・放 射 線 保 健 学		2 (0.5)		※印は, 必修選択単位を示す。 ( ) 内の数字は, 内数を示す。			
	病 理 学		2					
	応 用 物 理 学			2				
	薬 局 方 概 論		1	1				
	薬 品 試 験 法		1					
薬 事 衛 生 法 規		1						

備 考

1. 薬学コースの単位の履修方法  
※印の必修選択単位 5.5 単位を含めて16.5単位以上を履修取得しなければならない。
2. 製薬コースの選択単位の履修方法
  - イ、薬剤師の免許を必要とする者は、国家試験を受験するためには※印の必修選択単位12.5単位を含めて19.0単位以上を履修取得しなければならない。
  - ロ、薬剤師の免許を必要としない者は、19.0単位以上を履修取得しなければならない。

【註】 附表(イ)及び附表(ロ)の内容は、公示を省略。ただし必要あるときは、本部庶務課に保管の原本又は薬学部事務部に備え付けの写によつて了知されたい。

【改正理由】 薬学部規程は、昭和25年9月制定、以来15回の一部改正を経て現在に至つたが、薬学の進歩発展、薬学履修者に対する社会の要求等、薬学の多岐多様化に伴ない、履修授業科目並びに単位数を整備するとともに、大綱は新規則に定め、施行上の細目は「薬学部規則施行内規」に規定するため。

**富山大学経営短期大学部  
学則の一部改正**

富山大学経営短期大学部学則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和39年12月17日

富山大学経営短期大学部学長  
横田嘉右衛門

富山大学経営短期大学部学則の一部を改正する規則

富山大学経営短期大学部学則（昭和34年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

科目・系列	授業科目	単位数		備 考
		必修	選択	
一般 教育 科目	人文科学関係	歴史学	2	
		文学	2	
		心理学	2	
	社会科学関係	社会学	2	
		法学	2	
		経済学	2	
	自然科学関係	数学	2	
		統計学	2	
物理学		2		
外国語科目	英語	4		
	ドイツ語	4		

保健体育科目	保健体育 (講義) (実技)	1	
		1	
専門教育科目	経済原論		4
	工業政策		4
	社会政策		4
	金融論		4
	経済統計		4
	経営学総論	4	
	財務管理	4	
	労務管理	4	
	生産管理		4
	販売管理		4
	中小企業論		4
	商業学		4
	交通論		4
	商品学		4
	会計学		4
	簿記概論	4	
	工業簿記及び原価計算	6	
	管理会計		4
	経営分析		4
	民法		4
	商法	4	
	労働法		4
	安全管理		4
機械工学概論		4	
電気工学概論		4	
工業化学概論		4	
図学		4	
外国経営学文献講読		4	
経営学特殊研究		4	
商業英語		4	
演習		4	

附 則 （昭和39年12月17日改正）

この学則（改正）は、昭和40年4月1日から実施する。

（参 考） 学則改正の要点

- (1) 必修科目について、単位の表示方法などを改めた。
- (2) 保健体育科目について、授業科目の表示を改めた。
- (3) 専門教育科目について、次の授業科目を加えた。

社会政策 （4単位）  
商業英語 （4単位） 計2科目8単位

【改正理由】 必修科目の表示方法及び保健体育科目の授業科目名が適当でないので改めた。

経営学関係の専門教育科目について、その充実をはかった。

**富山大学学長選考基準について**

富山大学学長選考基準（昭和28年5月28日制定）に関する覚え書が次のとおり決定された。

覚 え 書

（昭和40年1月22日協議会決定  
評議会）

富山大学学長選考基準第10条第2項にいう選挙資格者の中には、富山大学経営短期大学の専任教官（講師以上）を含むものとする。

**諸 会 議**

第13回 評 議 会 （1月22日）  
（議 題）

1. 富山大学教育学部規程の一部改正（案）について
2. 〃 薬学部規程の全部改正（案）について
3. 〃 学位規則（案）の制定について
4. 経営短大教官の学長候補選挙資格について
5. 富山大学学生募集要項(40年度)の一部補足について

**人 事 異 動**

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 庁
助 教 授 (経 済 学 部)	柴 田 裕	教授に昇任させる	40. 1. 1	文 部 省
〃	菅 原 修	〃	〃	〃
(京 都 大 学 手 助)	楠 瀬 勝	富山大学助教授（文理学部）に昇任させる	〃	〃
助 手 (教 育 学 部)	布 村 啓 一	講師に昇任させる	〃	富 山 大 学
	中 川 眸	講師（教育学部）に採用する	40. 1. 10	〃
教 務 員 (薬 学 部)	浅 木 美 基 子	辞職を承認する	40. 1. 31	〃

**学 内 諸 報**

**新 年 祝 賀 会**

昭和40年の新春を寿ぐ本学の祝賀会は、全学職員有志が参加して次のとおり行なわれた。

記

と き 1月4日（月） 11時～  
と ころ 黒 田 講 堂  
式次第 「年の始め」の歌斉唱  
学長 年頭のあいさつ  
（祝 宴）

**事務職員研修講座**

本学事務職員の研修講座が下記のとおり行なわれた。

記

【研修の名称】 富山大学事務職員研修講座  
【研修の目的】 富山大学の中堅職員に対し、文教行政の基本問題ならびに大学行政上の諸問題等について研修を行ない、もって本学の円滑な管理運営に資することを目的とする。

【研修対象者】 行政職（一） 6等級にある者（係長等を除く）

【研 修 日 程】 1月19日（火）午後1時 開講式  
〃 26日（火）〃 5時 閉講式  
以上の期間中、講義・演習併せて20時間

【研 修 場 所】 本学職員ホール

【講 師】 講義＝事務局長  
演習＝関係課長及び課長補佐

【研修の内容】

一般講義 { 文教行政の基本問題  
大学行政について  
演習課題 { 大学の運営について  
大学の財政について  
人事管理について  
学生の厚生補導について

**学 内 職 員 卓 球 大 会**

第3回学内（職員）卓球大会は、部局対抗として下記のとおり行なわれた。

記

と き 1月9日（土） 13:10～17:40  
と ころ 小 体 育 館  
参加者 本部、文理、教育、薬、工および経済・図書

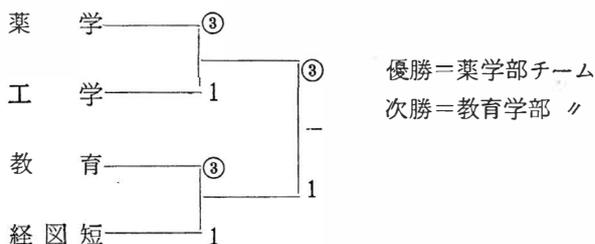
・短大の計6チーム 約40名

競技結果 (予選リーグ)

	教	工	文	勝数
教育	—	3	5	8
工学	2	—	4	6
文理	0	1	—	1

	薬	経	本	勝数
薬学	—	3	3	6
経図短	2	—	3	5
本部	2	2	—	4

(決勝トーナメント)



昭和39年度 科学研究交付金状況

〔総合研究〕

- ・1930年代と1950～60年代における国家独占資本主義の実証的比較研究と理論的総括 (70万円)

経済学部 内田稷吉教授

〔機関研究〕

- ・和漢薬の特異な生物活性と構成成分との関連について (755万円) 薬学部 志甫伝逸教授
- ・医薬品の防カビ研究 (50万円) 薬学部 桜井謙之介教授

〔試験研究〕

- ・反射炉による製鉄試験 (85万円) 工学部 森棟隆弘教授

〔各個研究〕 11件 (131万円)

学生会館の新設

富山大学学生会館の新設は、かねて教職員、学生らより属望されていたところ、昭和39年度において、学生統合寮とともにその建設が認められた。文部省が国立大学に学生会館建設の計画を実施に移してから6年目、その数はまだ20大学に満たぬうちに加えられたものである。

同会館は、総工費約5,400万円、鉄筋一部2階建てで延坪数は550坪。1階にはステージ付大集会室(130坪)、ホール(軽食、喫茶室付き130坪)、他に事務室、学生相談室、娯楽室、音楽鑑賞室など(140坪)。2階には集会室、学生連絡室など(150坪)がつくことになっている。

去る12月7日起工式が行なわれ、本年3月末竣工の予定であるがあるが、同会館は本学の中央、薬学部の前面の旧グラウンドに建てられるが、内部設備は、大学生生活の環境に合うよう目下慎重に研究されており、本学後援会から設備

充実のため220万円が助成されている。

学生統合寮の新設

現在の寄宿寮はいずれも老朽化著しく、かねて改善が望まれてきたが、このほどようやく統合寮として新設が認められ、39年度予算による第1期工事分1,311坪(288名収容)の新営について昨年11月5日起工式を行ない、佐藤工業KKの請負い(工費9,950万円)で着工された。(他に電気工事860万円、給排水・ガス暖房工事2,570万円)

新統合寮の建設地は本学五福キャンパスの南方約2軒の旧陸軍の実弾射撃場跡で城山の麓高台に位し、東方遙かに立山連峰を眺める閑静な田園地帯で、その5,000坪の敷地に、鉄筋4階建の男子寮=3棟、女子寮及共用管理棟各1棟を計画し、第1期工事では男子・女子寮各棟それぞれ半分位と、共用管理棟の大部分を建てることになった。

新営の統合寮の居室は、1室に2名収容し、寝台、物入れ、机、椅子、本棚なども備付け、さらに全館暖房施設を設け、また各寮棟の各階に便所、洗面所、洗濯場のほか、日常学習の余暇に寮生交歓の場として談話室を設け、共同管理棟には新式で能率的な厨房器具を備えた炊事場、大食堂、浴室、委員会室、事務室、宿直室などが設けられる。

昭和40年度には引続き第2期工事600坪の予算配賦が決定しており、第3期工事で完成する。完成の暁には660名収容でき、その収容率は在籍学生の約24%という全国的にも有数な率となり、結局県外学生の約60%、従来の約2倍の学生が寮生活をおくることができるようになる。

文教工事進捗状況

昭和39年度の文教工事については、学生会館の新営および、学生統合寮の第1期工事のほか、次のとおり進捗している。

【生産機械工学科実験研究室増築】

鉄筋4階建、延300坪、総工費2,640万円、1月30日完成

【電話交換施設】

自動交換施設(富士クロスパー型、300回線)を1,570万円設置、4月より自動化に切替える。

【ボイラー室】

鉄骨平家建80坪、工費544万円、12月10日完成。本年度は1,540万円をかけて文理学部人文科学教棟の暖房設備を完成。40年度以降逐年五福地区全館暖房設備を進める。

【アイソトープ学生実験室】

鉄筋平家建40坪、工費700万円、3月10日完成予定

【計算センター】

ブロック平家建35坪、工費350万円、12月10日完成、電

子計算機（オキタック-5090C型、3,300万円）を設置  
【動物飼育室】

ブロック平家建30坪、工費 360 万円、3月10日完成予定

昭和40年度における文教工事などは、学生統合寮の第2期工事のほか、大体次のようになる見込み。

【和漢薬研究施設】

鉄筋 4 階建延 480 坪、工費約 5,700 万円の新営並びに「臨床利用部門」の設置が認められた。これで既設の資源開発、生物試験の両部門と合せて 3 部門となる。

【一般教養施設の増築】

一般教養の教室、実験室は、38年度までに47%建築したが40年度において、文科系 620 坪、理科系 560 坪（鉄筋 4 階建、工費約 11,700 万円）の増築が認められた。

【附属小学校舎の新営】

鉄筋 3 階建、延 776 坪、工費約 7,100 万円（寄附工事 178 坪を含む）なお、附属学校用としてプール（25m 7 コース）も、総工費約 500 万円で建設される予定。

主 要 日 誌

本 部

- 1月4日 新年祝賀会（黒田講堂）
- 9日 学内職員（部局対抗）卓球大会（小体育館）
- 16日 放射性同位元素委員会
- 22日 学部長懇談会
- 〃 評議会（第13回）
- 25日 事務協議会
- 26日 本部職員定期健康診断
- 19～26日 事務職員研修会

文 理 学 部

- 1月5日 文学科（史学専攻）同窓生懇談会
- 20日 教授会
- 〃 学部真率会総会
- 21～22日 全国文理学部長連絡協議会（埼玉大学）
- 25日 選考委員会
- 27日 文学科改組委員会
- 28日 理学科教官会議

教 育 学 部

- 1月7日 選考委員会
- 11日 大学問題対策委と教務委との合同委員会
- 12日 選考委員会

- 13日 選考委員会、教授会
- 19日 職業補導委員会
- 20日 人事教授会
- 25日 選考委員会
- 26日 学部長候補者選挙管理委員会

経 済 学 部

- 1月8日 人事教授会
- 11日 授業開始
- 21日 教授会（第16回）
- 〃 教務委員会

薬 学 部

- 1月16日 日本薬学大会準備委員会
- 18日 長崎大学薬学部馬渡事務長、中島会計係長来学
- 28日 千葉大学薬学部能勢事務長、熊倉会計係長来学

工 学 部

- 1月13日 一般教授会及び専任教授会
- 〃 学部補導委員と学生懇談会
- 20日 一般教授会
- 21日 〃
- 27日 専任教授会
- 30日 本省から技術教育課長ら来学

短期 大 学 部

- 1月11日 第13週授業開始
- 22日 入試問題作成委員会
- 〃 教官会議
- 30日 後学期終了

昭和40年2月15日

印刷所 昭和印刷株式会社